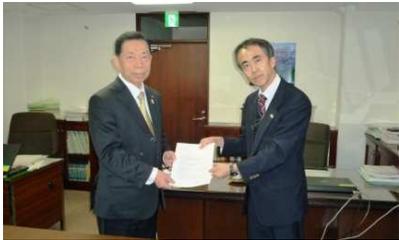


# 「夏の生活スタイル変革『ゆう活』」推進に向けた

## 使用者・労働者団体への要請について

「東京労働局働き方改革推進本部」は、平成 27 年 4 月 9 日から 4 月 27 日にかけて、労働基準部長（神保裕臣）が、主要な使用者団体、労働者団体を訪問し、「夏の生活スタイル変革『ゆう活』」推進の周知啓発等に関する協力要請を行いました。

<p>4 月 9 日 東京都商工会連合会</p>  <p>傳田専務理事（左）に要請書を 手交する神保労働基準部長（右）</p>	<p>4 月 9 日 東京都中小企業団体中央会</p>  <p>大村会長(左)に要請書を手交する 神保労働基準部長(右)</p>
<p>4 月 10 日 東京商工会議所</p>  <p>小林理事(右)に要請書を手交する 神保労働基準部長(左)</p>	<p>4 月 17 日 東京経営者協会</p>  <p>平井常務理事(左)に要請書を 手交する神保労働基準部長(右)</p>
<p>4 月 27 日 連合東京</p>  <p>大野会長(右、中央は杉浦事務局長)に 要請書を手交する神保労働基準部長(左)</p>	

平成 27 年 4 月 日

団体の長 あて

## 「夏の生活スタイル変革」に関する要請書

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ること、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっております。

しかしながら、東京都においては、長時間労働により都民が豊かさを実感できていない現状にあります。こうした現状を打破するために、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

東京労働局においては、私を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の取組を進めているところです。貴団体の皆様にも、この取組に対して御協力をいただきまして、御礼申し上げます。

こうした中、政府としては、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

つきましては、各企業においても、夏の期間に、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしく御願申し上げます。

東京労働局長